

⑤<医療>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	沖縄県	新型コロナウイルス発生時における臨時の医療施設等の建築にかかる規制緩和	新型コロナウイルス感染症対策として、知事の判断により臨時の医療施設等の建築に際し、建築基準法の適用除外を認める。	新型コロナウイルス等特別措置法第48条第4項の規定により、臨時の医療施設に対する建築基準法第85条第1項に基づく建築基準法令の適用除外は、国の緊急事態宣言下においてのみ適用される。	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス等対策特別措置法第48条第4項 ・建築基準法第85条第1項 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第85条第1項の規定を、知事の判断による緊急事態宣言等がされた場合も同様に準用する。 	内閣官房 厚生労働省 国土交通省	新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)により、臨時の医療施設について、政府対策本部が設置されたときから開設できることとした。